

金 監 第 5 5 号

平成21年1月23日

自動車損害賠償責任保険審議会

会 長 山 下 友 信 殿

金融庁長官 佐 藤 隆 文

自動車損害賠償保障法第33条第1項の規定に基づき、下記の事項について
諮問する。

記

保険業法第123条第1項の規定に基づき、アドリック損害保険株式会社に
対し、自動車損害賠償責任保険事業を営むことについて認可すること。

(答申案)

平成21年1月23日

金融庁長官 佐藤隆文 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 山下友信

平成21年1月23日付金監第55号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

保険業法第123条第1項の規定に基づき、アドリック損害保険株式会社に
対し、自動車損害賠償責任保険事業を営むことを認可することについては異議
がない。